

令和5年10月1日実施

料 金 表
(標準供給条件)



【業務用電力A・業務用季時別電力A】

標準供給条件14（業務用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(1) 業務用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,917円55銭

(2) 業務用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,917円55銭

2 電力量料金

(1) 業務用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	13円37銭	12円44銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円05銭	11円22銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	11円94銭	11円12銭

(2) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	17円26銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円43銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	15円28銭

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円79銭	13円84銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	13円24銭	12円39銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	13円11銭	12円29銭

ハ 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	9円59銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円80銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円72銭

【産業用電力A・産業用季時別電力A】

標準供給条件15（産業用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(1) 産業用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,917円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,851円55銭

(2) 産業用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,142円78銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,983円55銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,917円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,851円55銭

2 電力量料金

(1) 産業用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	12円89銭	12円00銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	11円66銭	10円85銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	11円55銭	10円76銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	11円45銭	10円66銭

(2) 産業用季特別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	17円26銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円43銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	15円28銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	15円14銭

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円79銭	13円84銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	13円24銭	12円39銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	13円11銭	12円29銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円99銭	12円18銭

ハ 夜 間 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	9 円 5 9 銭
	標 準 電 圧 20,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	8 円 8 0 銭
	標 準 電 圧 60,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	8 円 7 2 銭
	標 準 電 圧 100,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	8 円 6 5 銭

【臨時電力】

標準供給条件16（臨時電力）(3)口の電力量料金は以下のとおりといたします。

（電力量料金）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 業務用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	15円50銭	14円38銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円92銭	12円93銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円80銭	12円81銭

2 産業用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円92銭	13円85銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	13円46銭	12円49銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	13円32銭	12円38銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	13円20銭	12円25銭

【業務用自家発補給電力】

標準供給条件17（自家発補給電力）(1)ハ(i)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,347円38銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,177円15銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	2,104円55銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	723円79銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	662円88銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	640円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円39銭	13円37銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円98銭	12円05銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円86銭	11円94銭

(2) (1) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	17円23銭	15円93銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	15円51銭	14円37銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	15円36銭	14円22銭

【産業用自家発補給電力】

標準供給条件17（自家発補給電力）(2)ハ(イ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,347円38銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	2,177円15銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	2,104円55銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	2,031円95銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	498円29銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	449円48銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	435円18銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	420円88銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 3 円 8 7 銭	1 2 円 8 9 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 5 5 銭	1 1 円 6 6 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 4 1 銭	1 1 円 5 5 銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	1 2 円 3 0 銭	1 1 円 4 5 銭

(2) (1) 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	1 6 円 5 5 銭	1 5 円 3 3 銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 9 7 銭	1 3 円 8 6 銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 8 2 銭	1 3 円 7 3 銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	1 4 円 6 5 銭	1 3 円 5 9 銭

【予 備 電 力】

標準供給条件18（予備電力）(3)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予 備 線	予 備 電 源
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	8 4 円 6 6 銭	1 0 9 円 0 0 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	6 7 円 0 0 銭	1 0 7 円 5 0 銭

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

【燃料費調整】

標準供給条件の燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	13銭0厘
	特別高圧で供給を受ける場合	12銭8厘

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

【市場価格調整】

標準供給条件の市場価格調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 市場価格調整額の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の単純平均価格といたします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロワット時当たりの平均市場価格が6円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (6円00銭 - 平均市場価格) × 2の調整係数

ロ 1キロワット時当たりの平均市場価格が18円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 18円00銭) × 2の調整係数

(3) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、
ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から 2月20日までの期間	その年の3月の検針日から4月の 検針日の前日までの期間
毎年2月21日から 3月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の 検針日の前日までの期間
毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の 検針日の前日までの期間
毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の 検針日の前日までの期間
毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の 検針日の前日までの期間
毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の 検針日の前日までの期間
毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の 検針日の前日までの期間
毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の 検針日の前日までの期間
毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の 検針日の前日までの期間
毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検 針日の前日までの期間
毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検 針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さま
に計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均市場価格算
定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、イに準ずるものと
いたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で
電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給
を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予
備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、
各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、イ

に準ずるものいたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

2 調整係数

調整係数は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	31銭2厘
	特別高圧で供給を受ける場合	30銭7厘

3 市場価格調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均市場価格が6円00銭を下回る場合は、1(4)によって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均市場価格が18円00銭を上回る場合は、1(4)によって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

4 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの平均市場価格および1(2)によって算定された市場価格調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

【離島ユニバーサルサービス調整】

標準供給条件の離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300円 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{2の離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300円) \times \frac{\text{2の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000円 - 79,300円) \times \frac{\text{2の離島基準単価}}{1,000}$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものとしたします。この場合、イにいう検針日は、計量日としたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調

整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

2 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

3 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

【実施期日】

この料金表は、令和5年10月1日から実施いたします。

【料金表の変更】

- 1 当社は、標準供給条件2（標準供給条件の変更）にもとづき、この料金表を変更することがあります。

- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。

- 3 1および2の場合には、契約期間中であっても、業務用電力A、業務用季時別電力A、産業用電力A、産業用季時別電力A、業務用自家発補給電力、産業用自家発補給電力および予備電力の基本料金および電力量料金、臨時電力の電力量料金、燃料費調整、市場価格調整ならびに離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは、変更後の料金表によります。